

公益における多国籍企業の自己規制 と他者規制

—環境責任を事例として—

Gerd Winter*

榎澤能生・岡田幸代 訳

I. 序

多国籍企業は、今日における経済界、生活世界、そして“環境”を、地球の隅々に至るまで型付けている。多国籍企業は職場を提供し、財とサービスを生産し、多くの者に経済的豊かさを与え、精神的自由を広げた。しかしながら、他方で多国籍企業は文化的・生物学的多様性の貧困化にも寄与し、福祉水準を侵食し、不平等を拡大させ、自然資源を破壊している。企業が恵みとなるものと、破滅に導くもの両方をもたらすということは、領域国家とその法が長い間取り組んできた、古くからある問題だが多国籍企業の特異性は、さまざまな理由により国家の法秩序から逃れることができる、ということのうちにある。

このような状況に対応して、法実務と法学は、ここ数十年の間、法秩序から逃亡する多国籍企業をどのように法的に捕捉するかという問題に取り組んできた。とりわけ重要なことは、企業の自己組織化と自己制御の潜在力を見つけ出し、国家と諸国家共同体の現行法との関係の中へそれを位置づけるということである。このような発見の旅は、成功するように思われる：多国籍企業の自主法は、存在し、重要なものであることが論証されている¹⁾。国家法は部分的に排除され、しばしば過大要求され、裏をかかれたり無視されることもあり、また代替されることも稀ではない。

* ブレーメン大学教授、ヨーロッパ環境法研究所所長

多国籍経済の自主法を論証することは、もちろん、社会学的には特に驚くべきものではない。なぜならば、社会と経済は、法に先立つ固有の準則システムなしには全く考えられないからである。国家と個人の間には社会規範が存在するというのは、古くからの法社会学的認識である²⁾。

不思議なことに企業は、国家法が本来自分達の私的利益を助成しようとするものであるのに、これを利用しない。このようなことが見られるのは、特に企業が、国家横断的経済取引において、各国の多様な法秩序に晒されており、取引に関しては、互いにむしろ独自の規範を定立することの方がより簡単だと考える場合、あるいは費用のかかる裁判手続きを回避するため、仲裁裁判所が設置される場合である。

しかし、企業に自主法を促す本来的な契機は、自己制御が公益に対する敬意を保障すべき場合に初めて発生するのである。自己の企業内において事業を組織化し、あるいは共通の生産物の生産のために事業のネットワークを張り巡らしたり、あるいは他の企業と技術システムの互換性（例えばコンピュータのハードウェアとソフトウェア）について合意したりすることと、相当な賃金の支払い、健全な労働条件の整備、（法律上定められた損害賠償請求の範囲の外の）消費者の健康損害の回避、自然資源の保全、を達成することは、別の事柄なのである。費用の外部化の可能性を利用するのではなく、公益を内部化するような領域での自己規制は、一つの真の発

見といえるだろう³

この発見が証明できるならば、国家と諸国家共同体のフォーマルな法との関係に関する問題は、新たな展望の下に置かれるだろう：フォーマルな法が周辺に追いやられることによって、公益の遂行可能性がなくなるという懸念は、根拠がなくなる。なぜならインフォーマルな自己規制が信頼しうるものであるからである。しかし、このような命題が与えられないとすれば、改めて事実に対抗する規制法について考えなければならなくなるであろう。

多国籍企業が、どの程度公益において自己規制を実践するか、が問題となるのは、特に親会社がある本国の法と、子会社がある現地国の法との間に規制の落差が存在する場合、すなわち子会社が「南」に籍を置く、「北」のコンツェルンのケースである。コンツェルン本国の厳格な法は、国際法上の領域原則に従えば、子会社がある国には基本的に妥当しない⁴。規制の落差は、国際法によっても埋められないし、多国籍企業の活動に関する規範を包含している国際法によっても埋められない。というのも多国籍企業の国際法主体性が承認されない限り、国際法上の義務の名宛人は、契約国に止まるからである。契約国は自国内で規範を実施しなければならない。標準以下国においてはこのことが充分にはなされないのである。

ここから我々の研究プロジェクトの問題提起が生じる。第一に、多国籍企業は、規制の落差を利用し尽くすのか、それともこの欠を、多国籍企業は自己規制によって埋めるのか？第二に、自己規制が確認できる場合、国家法はこれに対してどう反応するのか？

我々の研究は、ドイツに親会社の本籍を置き、世界中に子会社を持つが、特にケニアとブラジルに子会社を持つコンツェルン10社を事例研究対象として選択した。ケニアとブラジルは、それぞれ途上国と中進国として位置づけられるからである。

我々は、一方でインフォーマルな法と、コンツェルン親会社と子会社による自己規制の実務を社会的に調査した。すなわちコンツェルンと子会社における聞き取り調査と、資料分析を行った。他方でこれに引き続き、国家法と国際法が多国籍企業の規範的な「先払い」をどの程度受け止め、それにどの程度の法効果を接続させたのか、を検討した⁵。

II. 多国籍企業の自主法

1. 現状

ブラジル⁶とケニア⁷において、企業や、官庁、環境団体、労働組合の各代表者とインタビューを行った。さらに企業や、研究者、NGO、マスコミが書いた文書を検討した。調査資料が少ないケニアでは、化学部門以外の産業も調査対象とした。

ブラジルに関しては、以下のような観察結果が出た。自己規制がレトリック以上のものとはならないという仮説、つまり問題から目をそらし、官庁のコントロールの裏をかくgreen-washingは、確認されなかった。自己義務付け（“Responsible Care”）、行為基準（code of conduct）、そして監査システムは、総じて環境行動に作用を行使し、国内法における隙間を調整したが、その場合、本国の法の水準は達成されなかった。つまり、準則の落差が乱用されてはいなかったが、他方、落差は十分に埋められていなかった。それに加えて、自己規制形式が存在するにもかかわらず、個別の事例においてスキャンダラスな状況の発生は、排除されなかった。

環境保護への投資は、たいいていの場合、施設のより高い収益性をもたらすということによって、ブラジルにおける全体として相対的に肯定的な総括が説明されうる。工場密集地域にある施設が大きな環境問題を抱え、積極的な環境行政がこれに対応している限りは、官庁の影響も大きいですが、地方の状況は、弱い官庁が、大きな被害を甘受せざるを得ないと

いうものである。一般的に、明確な自己規制は、官庁の企業に対する信頼をもたらし、これに対応する規制強度の後退を招く。世論の影響は工場密集地においてより強く、多国籍企業にとっては重要な方向性を決める目印となる。ここではまさに、自己義務付けは、問題状況に対する住民の注意を喚起する。それに対して、地方の地域においては、多国籍企業は、世論に対してより多くの透明性や参加を約束する自己義務付けに、広範囲に違反している。その場合、多国籍企業はその正当化のために、住民のより低い教育水準を好んで援用する。調査結果が示しているのは、フォーマルな法の信頼できる枠組みがなければ、自己規制はよい結果をもたらさない、ということである。

ケニアにおいては、それぞれのタイプを代表する三つの企業を研究した。ドイツの多国籍企業の子会社は、実際に、完全にとはいえないにしても、コンツェルンの基準によって規定されており、これを実務に移していた。すなわちここではコンツェルンの自己規制について語るができる。それに対して、土着の企業においては、自己義務付けのメカニズムがほとんど全くといっていいほど欠けており、企業の実際の環境対応もひどいものであった。三つ目のタイプの企業は、同様に土着の企業であるものの、集中的な学習過程を導入していた。これは、環境保護への投資が同時に施設の収益性にも寄与するという認識と経験によってとりわけ影響を受けたものであった。これによると、自己義務付けは、固有の習得過程から、つまり背後のコンツェルンなしに可能であるということになる。その場合、ブラジルとは異なり、世論の要素はほとんど影響がない。なぜならば、ケニアにおける世論の環境意識は、“はじめに発展、次に環境保護”という見解によって形成されていたからである。しかし、調査結果は同時に、この状況は徐々に改善され、住民並びに国内に広がる環境保護団体が、不真面目な企

業をわずかではあるが、改善へと推進させることに成功していることを示している。

コンツェルンの本国としてのドイツにおけるインタビューと資料分析によって⁸、コンツェルンにおいて自己定立されるインフォーマルな規範の三つの層が明らかになった。

(1)コンツェルンの中心は、外国にあるその子会社に対して具体的な技術基準を確定している。この基準は、コンツェルン中央の部署間、中央と子会社間での経験の集積と修正の反復的プロセスの中で練り上げられたものである。基準は、コンツェルン中央本国および本国にある子会社の基準の水準に指向されているが、現地における技術的、経済的、法的条件も取り入れられている。(2)基準は、コンツェルン内部の監査システムによって実施されている。これは特に、親会社に対する子会社の文書による報告義務と、コンツェルン内部の監査人の現地訪問からなっている。コントロールは、現地と中央の二つのパースペクティヴから、どちらかという協力関係として特徴づけられるが、この表現が親会社にとって相応しいかどうかは疑わしい。(3)内部的基準と監査システムとならんで、外部に対して発せられる多国籍企業のいわばインフォーマルな外交法を意味する、自己義務付けが存在する。これは顧客や世論に対して信頼を創出することに適合している。これに相当するのは、特に健康と環境保護の観点から企業行動の原則の遵守を約束する、多国籍企業の企業指針である。

現地国の公式法の観点からすると、この外交法の妥当は、抽象的には承認されているものの、その遵守は監査において審査されず、子会社に委ねられている。その理由は、監査人が現地国語を話さないということもあるが、典型的には、監査人がエンジニアとして扱うことのできる、現地国の具体的な基準が存在しないということによっている。

したがって多国籍企業の有効な自己規制は、

自己定立された規制によって証明可能である。自己規制は、ドイツを本国とする多国籍企業によって、現地の企業に比べてより効果的に実現されている、と総括することができる。

2 自己規制の条件

この調査結果を一般化することができるかどうか、多国籍企業をグローバルな基準においても規制の資源とみなすことができるかどうか、という問いとの関連において、どのように自己規制を説明することができるか、という問いが立てられる。上記に挙げた研究の一部は、すでに重要な要因を確認している。行政官庁の影響とならんで、NGOの圧力と顧客と社会におけるイメージ損失の恐れがそれである⁹⁾。

特に重要なのは、技術者の専門性と、多国籍企業の“経験領域”における組織的な学習過程であり、このことは、土着の企業の取引領域と、多国籍企業の取引領域を体系上区別する必要はないのか、という問題と関連する。多国籍企業は、土着の企業に比べてはるかに多くのノウハウと資金を自由にできる。このことは、多国籍企業に対する高められた法的要求を正当化するのではないかと

さらに改善された科学技術に対する投資を通じた、経済的な効率性の獲得を上げることができる。もちろん、ケニアの例が示しているように、企業経営者がこの全く利己的な有利性を認識していないということもあり得る。そのような効率性獲得の向こう側では、当該領域で費用競争が激しくなればなるほど、費用がかさむ自己規制は、限界に突き当たる。

さらに、決定的なのは生産方法の違い（例えば、露天掘りと銀行業を比較せよ）、企業の計画見通しの長期性（伝統的なコンツェルンと投機的な投資とを比較せよ）、その所在地のある国家によって非常に影響を受けるコンツェルンの一般的な環境文化（ヨーロッパの多国籍企業の活動と、例えば韓国の多国籍企業の活動には違いがある）。

しかし、特に懐疑が存在するのは、何かを

もたらすという自己規制潜在力についてである。これは自己観察の盲点いうことができるであろう。個別の経済部門は、それぞれに特定のタブー領域を持つが、それは第三者の対場から環境問題とみなされるものであって、彼ら自身によってはそうみなされない。殺虫剤の生産者は殺虫剤の廃棄には踏み入らないであろうし、原子力発電所の操業者は原子力からの脱却には立ち入らないであろう。そして自動車の生産者は、道路建設に抗議したりはしないのである。

Ⅲ. 多国籍企業の自主法と国家のフォーマルな法

1 自己規制とフォーマルな法との間の橋渡し

このような状況は、距離を置いた位置からフォーマルな法を設定するというを不可欠なものにする。そのような法は、カズイステックに自己規制と結び付けられるが、今ある自己規制とは独立して、政治的決定からも生じる。社会的な動向に対する政治上の対抗手段が強調されなければならない。なぜならば、自己規制に関する文献は、自己規制的な先行的譲歩と直結しているようなフォーマルな法のみを理性的で効果的なものとみなす傾向があるからである。“政治的な”法が、非効果的で、破壊的で、あるいはTeubnerによって定式化された規制のトリレンマ¹⁰⁾の意味における単なる象徴的なものである、と強調される危険は、システム理論が前提とするような、経済システムと法システムの分離から生じるものではなく、私見によればその時々に見出された解決の問題への適合性の欠如から生じているのであり、これは予見され戦略的に回避されるべきものでありながら政治の領域において未解決のままとなっているのである¹¹⁾。

創発的自己規制と、政治的ならびに法的に基礎付けられた法定立の並立に鑑みると、イ

ンフォーマルな法とフォーマルな法の橋渡しを、いかに正確に規定することができるかという問題が生じる。間合合法性 Interlagalität¹²、システム間の相互干渉 Interferenz¹³、システム間衝突法¹⁴といったかつての理論は、この“間inter”が何を本質としているかという問題を投げかけたのだが、近年になってようやくより正確な考察がなされるようになった¹⁵。ここで我々は再び、存在から当為への移行という古い問題に直面する。重要なことは、この移行の暗部をより正確に把握することであるが、この暗部は、次のようなパラドックスを抱えているために、完全には明らかにならないのである。すなわち当為（形式法）は、存在（社会的実践）から論理的には引き出しえず、「抗事的に」実践に型をはめる。しかし、当為は「何らかの仕方」で存在から生み出される。と同時に存在が当為からかけ離れると、これは挫折する。

社会学と法学という二つの学問は、それぞれの構成を可能な限り架け橋へと近づけることができる。社会学のパースペクティブは、社会の自己産出秩序を提示し、法が利用することのできる、法に先立つ社会の機能に注意を喚起することができる。反対に法学的パースペクティブは、法において社会の自己秩序に依拠する形式を明らみに出すのである。

2 多国籍企業の自己規制と、フォーマルな法への連結

a) 法社会的パースペクティブ

インフォーマルな規範とフォーマルな規範の照応関係は、

- (1) コンツェルン固有の技術的な基準と、法的な責任の間、
- (2) 監査システムと、親会社の法的責任の間、
- (3) 公表された自己拘束と、契約上の拘束の間、

に観察される。

- (1) 子会社の生産過程に関して多国籍企業が定立する技術的な基準は、事実上の取

引慣行（これは調査対象である行為者の範囲全体に特徴的なものである）と、客観的な要請（例えば様々な装置の構造上の負荷能力）を規定している。その遵守は損害の回避のために不可欠の前提である。同時にこの基準はそれが遵守されるべきだという、正当な期待を根拠付ける。これに責任規制が連結し、基準からの逸脱にサンクションを加えることが可能となる。

- (2) コンツェルンの内部的監査システムは、コンツェルン指導部の様々な監督・修正・介入権限とともに、規範を構成する要素を持っている。これによって企業内部で経験に基づき再構成可能な責任分配が、多国籍企業の特定の監督義務及び注意義務との関連で正当な期待を根拠付けている。このことは組織不全に対する多国籍企業の自己責任という想定にとって重要なことである。

- (3) 自己規制の、法への第三の移行は、自己拘束の宣言である。もっとも、できもしないことの公言は、正当な信頼を得るのに適合しない。Herbergによれば宣言は、それが信頼を創出し、それによって社会的拘束力を持つものとして妥当するには、法的な命令と経営上必要な水準を超えていなければならない、またある程度の明確性を示しており、内容的には、事実即ち存在する問題を提示していなくてはならない。さらに執行のための組織的な対応がとられていることを明示しなければならない。こうした条件が満たされれば、例えば契約法との連結のための基盤が用意される。

b) 法教義学上のパースペクティブ

法教義学的考察は、法社会的考察と違って、必ずしもいわば外部から法へ、という視角からではなく、参与者としていわば法の内部から、どの程度自己規制が、法的効果の要

件とみなされるかを問うものである。その場合中心的な意味を持つのが、社会的自己拘束を、フォーマルな法へ移行させる（したがって移行概念として記述することができる）特定の指示条項である。この移行概念は、行政法にも（例えば技術上の発展への指示をする「技術水準Stand der Technik」）以下に検討する私法にも存在する¹⁶。

法社会学的に観察した三つの局面での、多国籍企業の自己拘束からフォーマルな法への移行に対応して、三つの法的移行概念、すなわち取引慣行、組織義務、信頼創出が区別される。これらの概念は、現地国にある子会社と住民との法的関係（aa）、現地国住民と親会社の国を超えた法的関係（bb）、および本国における親会社、と住民の法的関係（cc）である。

aa) 現地国における損害責任と官庁の介入

過失（「取引に必要な注意義務」の無視）条項と、技術規格（「技術の一般に承認された準則」「技術水準」）によって、技術上のスタンダードに、フォーマルな法が結合する。

これらは、損害責任ならびに行政法上の介入を惹起する。もっとも裁判所の決定の分析は次のことを示している。すなわち社会的な自己制御の実践に対するこのような指示の潜在力は、裁判実務においてはまったく発揮されないということである。ケニアについては、損害責任法はイギリス法の受容により極度に再分化された形式によって存在するものの、環境法の実務においてはほとんど適応されていない。というのも被害者は法的な保護を求めず、多国籍企業の事例において損害賠償事例は極めて稀だからである。これに対してブラジルでは、産業活動による損害責任に関するおびただしい数の決定が存在する。しかし企業固有のスタンダードが援用されるのは稀である。行政法は確かに自己制御に接続する条項を指示している。しかし多国籍企業が自ら定立した基準を捕捉するのに適切な

手段としての国家の技術的基準は、具体的な形で定式化されていない。官庁は、多国籍企業が広範な事業において自分自身をコントロールすることに信頼を置いているのである。

bb) コンツェルン親会社の損害責任

例えばコンツェルン・責任法における組織の瑕疵に関する規定が、監査システムと連結する。コンツェルン親会社の本国の法にあるこの規定は、子会社が展開する現地国に住む被害者にも適応の可能性を開くものである¹⁷。その場合まず子会社が、技術基準違反ゆえに自ら責任を負うということが前提となる。これに、コンツェルン親会社への介入のための二つの異なる責任事由が結びつく。すなわちコンツェルン関係から子会社に対して発生する責任（いわゆるコンツェルン責任）と、コンツェルン親会社の自身の行為による責任である。コンツェルン責任は通常、親会社と子会社の法的な分離の乱用と結びついている。例えば親会社が子会社に十分な資金を与えていないため、子会社は損害賠償義務を実行できないということになる。こうした「企業のヴェールを見抜く」必要のある状況は、あちらこちらに存在するが、これに環境責任を課することには困難が多い。

これに対して親会社が環境損害を自ら引き起こした場合の責任については、これを問うことが容易である。特定の指揮義務の懈怠が、損害発生への寄与となる。例えばコンツェルン親会社が、技術基準を予め与えることを怠り、あるいは現地での教育を怠り、あるいは子会社の行為の監督を怠った場合であり、これは指揮懈怠と表示されよう。問題は、コンツェルン親会社の指揮義務に法的根拠があるか否かである。というのも会社法上は、まさに子会社の法的独立が意図されているからである。

指揮義務は、コンツェルン親会社が、子会社の環境行為との関連で一定程度の指揮任務を実際に引き受けた、ということから導出することができる。その限りでは、コンツェ

ルン親会社の自己制御や、基準設定、監査システム、外部に向かって宣言される自己義務付け、といった事実の社会学的発見と結合している。これと並んで指揮義務は、特にリスクの高い技術を扱う場合に、コンツェルン親会社が、生産施設、あるいはノウハウを供給し、またはその資金手当てをしたという事実を基礎として根拠付けることができる。このような「事前に行われた行為」—自己制御とリスク惹起—からコンツェルン全体の組織義務が生じるのであり、これにしたがってコンツェルン親会社は組織任務の最善の配分に配慮し自分自身の任務を適切に認識しなければならない。

上述した社会学的観点から発せられた問題をこれに連結することができるであろう。すなわちより多くの多国籍企業によって引き受けられた一定程度の指揮任務が、多国籍企業の取引範囲において要求される基準とみなされるか、したがって多国籍企業にとってもまた拘束的なものとみなされる取引慣行を決定付けるかどうかという問題である。このことは平等原則に反する。なぜなら多国籍企業に対して国内企業を優遇することになろうからである。不平等な取り扱い、しかしながら正当化される。実際一つの正当化は、多国籍企業が先進諸国における国内企業よりも多くの技術上組織上のノウハウを持っているという点に見出すことができる。ブラジルのような中進国に本拠を持つ規模の大きい国内コンツェルンは、この論理に従えば「北の諸国」の多国籍企業同様厳しく扱われなければならないだろう¹⁸。

cc) 広告法・販売法

公衆に対して宣言される自己義務付けに、フォーマルな法が連結する。それは法が公衆の中で生み出された信頼を保護するからである¹⁹。この保護の対象者はコンツェルンの生産物の購入者である。すなわち多国籍企業の本籍国に居住する購入者でもある。

法的効果はまず信頼形成に際して、乱用を

阻止することに向けられる。これはとりわけ不当広告に関する目標設定である。例えばヨーロッパ及びドイツの広告法は、生産に関する特定の環境条件に対する指示は生産物広告とみなされ、これによって不法広告の禁止の適用範囲に入る、ということに配慮している。例えば労働保護や、児童労働、環境保護要請の顧慮に関して、生産物の生産方法に関する不正かつ誤解を生じるような主張は許されない。その際基準となるのは一定の指導像、すなわち受領者の地平では、注意深い消費者像、誇張表現に関するベースラインとして生産の平均的な環境親和性と生産物品質の平均である。

広告法が誤った信頼形成を阻止し健全な信頼形成に寄与するのに対して販売契約法は、それが裏切られた信頼に対して、責任を規定することによって形成された信頼を重く受け止めている。物の瑕疵を提示した購入者に、完全履行、代金減額、返品、損害賠償の権限を与える瑕疵担保責任は、インフォーマルに形成された信頼をフォーマルな拘束へと導く高い潜在力を持っている。生産条件に関わる広告が、以前のドイツ法においては、購入物の性質の非常に狭く理解された基準によって濾過され、補償される性質とはみなされなかったのに対し、EG規則1999/44/EGによると、ものの契約適合性の状態として承認される。問題となるのは購入物のいかなる性格に契約当事者が価値を置いたかということだけである。購入物に全く関係しない事情は考慮されない。というのは契約適合的でなければならないのは購入物であることに変わりはないからである。

c) 多国籍企業の自己制御の原理とフォーマルな法

以上の考察をまとめると、多国籍企業は一定程度の自己制御を広めたが、この自己制御の社会的な組織機能が、特定の法的な指示・移転条項によって受け止められ、自己制御を

誘導し、規制し、場合によっては一般化することになった、と総括することができる。この誘導、規制、一般化のプロセスのなかに特殊に「公的」な要素がある。これは、存在の領域から当為の領域への越境に際して付加されるものであって、自己制御の事実から直接導かれるものではない。

自己制御の個別現象—基準、監査システム、自己義務付け—から、それらに共通の事柄へと目を転じると、その中にある原理を発見することができる。この原理は単に個別現象を総括するだけではなく、同時に経験に接続する個別法規範の束にとつての指導的思考でもある。多国籍企業はもはや分権化された組織ではなく、中心から制御されるものであって、しばしば言及されるように距離を置いて制御されるものではない。また責任法は、分権化を前提とするがゆえに不完全なコンツェルン法を指示するのではなく、中心的な制御の要件に接続可能である。我々の検討結果をある一般的な法原理に持ち込むとすれば次のようになる。多国籍企業は、その価値充足、リスク予想、組織潜在力のグローバル化によって、特別の責任を引き受ける、という法原理である。多国籍企業はしたがって適切なリスク管理を義務付けられるのである。この原理は裁判官や政治家による定立から生まれるだけでなく、広範な実務と多国籍企業自身の自己拘束に対応するものである。

IV. 多国籍企業の自主法と国際法の発展

一般的な見地から特に承認されうるのは、多国籍企業は問題の原因者であるばかりでなく、フォーマルな法から独立に一定程度まで自己制御する潜在力を有している、という事実である。自分自身の利益追求ではなく公共的利益の遂行が問題となっている限りにおいて、多国籍企業はフォーマルな法的な規制の客体であるだけでなく、事実的な自主法の策定主体である。この自主法はグローバルな管

理に固有の資源として記録されうるものである。

多国籍企業のインフォーマルな法、および現地国及び本国のフォーマルな法と並んで、国際法が存在するが、国際法にはいかなる役割が残っているのかが問われることになる。まず、なお多くの日常的作業がなされる。というのも国家の法秩序は、上述した自己制御への連結に鑑みると、調和を要求するものであるからである。このことは国際的な裁判管轄と、外国の判決の承認の問題、ならびに広告法、売買法、責任法に当てはまる。行政法は、一例えば施設監督に際する自己定立基準の取り込み—調和が必要な広範な領域となるだろう。ここでは古典的な国家を基礎とする、国際法による調和の継続が必要となる。

これを超えて、多国籍企業の環境行動に関する国際的な取り決め、というより根本的な問題がある。これは環境保護団体によって喧伝され、法律学においても議論されている²⁰。しかしこの種の取り決めは、法へのアクセスに関する紛争および保護水準の相違といった問題によって、最終的には国家法へ取り込まれることになるだろう。

これに対して多国籍企業の自己制御において進展したこと、すなわちインフォーマルな法の国家横断化は、古典的な国際的契約によっては取り入れることができないであろう。国際法の発展という形態においてであれ、「国家横断的」な自律的契約・慣習法の形態においてであれ、国家と並んで多国籍企業もまたその主体であるような法の層が発展するとすれば、それは国際的契約とは別様のものとなるであろう。そうならば多国籍企業は、諸国家共同体との横断的契約から直接権限を与えられ、義務付けられることになるだろう²¹。そうなると諸国家は場合によってその固有の法秩序を、もはや横断的契約に反して変更することができなくなるであろうが、そこに存在する重要な主権放棄は、最終的には現実だけを映し出すものとなるだろう。逆に多国籍企業

は、諸国家の集合化された行為権力と、これを推し進める世界公共圏に対峙し、この公共圏を通じてより具体的で規制を伴う行為方法を強要されることになろう。このような国家横断的契約は、慣習法もまた法源となりうる、より大きな国家横断的な法秩序の要素と見ることができるであろう。

このような国家横断的契約および慣習法規の基盤は、国際的な組織や企業団体、個々の多国籍企業の多様なソフトローを通じて用意される²²。このソフトローは多国籍企業（あるいは企業一般）を名宛人とし、主として多国籍企業の参加の下で成立する。現時点で定式化されたものを見るとなお漠然としすぎているが、具体的基準を立てようとする試みは、なされている。ソフトローを先行者とするこの種の取り決めは、初めてのものというわけではないかもしれない。しかし、古典的な国際法の根本的な変容が日程に上っているということができるのではなかろうか。

注

- 1 A. Claire Cutler, Private power and global authority. *Transnational merchant law in the global political economy*, Cambridge (CUP) 2003; G. Teubner (Hrsg.) *Global law without a state*, Aldershot (Dartmouth) 1997; V. Gessner, The institutional framework of cross-border interaction, in: derselbe (Hrsg.), *Foreign courts. Civil litigation in foreign legal cultures*, Aldershot (Dartmouth) 1996
- 2 例えば実質規範 subsistente Norm の概念を提示した Th. Geiger, *Vorstudien zu einer Soziologie des Rechts*, Berlin (Duncker & Humblot) 4. Aufl. 1987. を見よ。
- 3 その事例については、以下を参照。V. Haufier, A public role for the private sector. *Industry self-regulation in a global economy*, Washington, D.C. (Carnegie Endowment for International Peace) 2001, および H. Schepel, *The constitution of private governance*, Oxford (Hart Publishing) 2005
- 4 これについて、及びこの原則に関わらず一定程度存在する影響については、K. Böttger, Zwischen “Ökoimperialismus” und “fremdnütziger Umweltverantwortung” Handlungsspielräume des Exportstaates zur umweltgerechten Gestaltung von Auslandsdirektinvestitionen. 次注 G. Winter (Hrsg.) の 37 頁以上を見よ。
- 5 G. Winter (Hrsg.) *Die Umweltverantwortung multinationaler Unternehmen. Selbststeuerung und Recht bei Auslandsdirektinvestitionen*, Baden-Baden (Nomos) 2005. S. この本の序文で我々が実施した調査研究に関するより詳細なまとめを記しておいた。
- 6 J. Kleba, Kontrollkompensation, Rechtssynergie, green- washing? Recht und Selbststeuerung von Multinationalen Konzernen in Brasilien, in: G. Winter (Hrsg.) a.a.O.
- 7 E. Chege Kamau, Environmental regimes and direct investment in Third World countries. A case study on Kenya, in: G. Winter (Hrsg.) a.a.O.
- 8 M. Herberg, Erzeugen multinationale Unternehmen ihr eigenes Umweltrecht? Bausteine zu einer Theorie transnationaler Regulative, in: G. Winter (Hrsg.) a.a.O.
- 9 Ähnlich V. Haufier, A public role for the private sector. *Industry self-regulation in a global economy*, Washington, D.C. (Carnegie Endowment for International Peace) 2001, S. 20 ff.
- 10 G. Teubner, After legal instrumentalism, in: ders., *Dilemmas of Law in the Welfare State*, Berlin (de Gruyter) 1986, S. 299. ff., 309.
- 11 例えば de Sousa Santos, a.a.O. S. 56 f. の批判。もっとも Santos の立場は (S. 85 をみよ。 “The way law’s potential evolves, whether towards regulation or emancipation, has nothing to do with the autonomy or self-reflexivity of the law, but rather with the political mobilization of competing forces”) 私には、他の極端に走っているように思える。自律と他律の両者は、混合関係、時空間、問題領域、文化に応じて多様に存在するのである。
- 12 B. de Sousa Santos, Law: a map of misreading. Toward a post-modern conception of law, *Journal of Law and Society* 1987, 279 ff.
- 13 G. Teubner, *Recht als autopoietisches System*, Frankfurt (Suhrkamp) 1989, S. 106 ff.

- 14 G. Teubner, a.a.O. S. 123 ff.
- 15 新しい試みとして B. de Sousa Santos, *Toward a New Legal Common Sense*, London (Butterworths), 2nd ed. 2002 und G. Teubner, *Privatregimes: Neo- spontanes Recht und duale Sozialverfassung in der Weltgesellschaft?* in: D. Simon, M. Weiss (Hrsg.) *Zur Autonomie des Individuums. Liber Amicorum Spiros Simitis*, Baden-Baden (Nomos) 2000, S. 437 ff.
- 16 “stat pro ratione voluntas” の原則を公的—ここではエコロジー的一利益の顧慮のために開いていく, 私法の潜在力に関しては, 一般論として P. Derleder, *Ökologie, Marktintervention und Privatrecht*, in: L. Krämer (Hrsg.) *Recht und Um-Welt. Essays in Honour of Gerd Winter*, Groningen (Europa Law Publishing) 2003, S. 33 ff. を見よ。
- 17 C. Glinski, *Haftung multinationaler Unternehmen für Umweltschäden bei ausländischen Direktinvestitionen*, in: G. Winter (Hrsg.) a.a.O.
- 18 我々の研究の枠組みでなされたブラジルにおける責任事例の調査によっても, 例えば Petrobras のような現地の大企業の責任水準は, 外国の多国籍企業の子会社の責任水準に比べて遜色がない, という結果が出ている。
- 19 C. Glinski, *Produktionsaussagen im Kauf- und Werberecht*, in: G. Winter (Hrsg.) a.a.O.
- 20 J. Ebbesson, *Responsibility of Transnational Corporations: Fragments for a Transboundary Framework in Current Paradigm of International Environmental Law*, in: G. Winter (ed.), *Multilevel governance of global environmental change*, Cambridge U.P (i.E.).
- 21 このような展開につき G. Dahm, J. Delbrück, R. Wolfrum, a.a.O. S. 245 ff.; R. Schwartmann, *Private im Wirtschaftsvölkerrecht*, Tübingen (Mohr Siebeck) 2005. を見よ。
- 22 新しい概観につき, Working Papers of 25 May 2000, erarbeitet von David Weissbrodt für UN Commission for Human Rights, Subcommission on the Promotion and Protection of Human Rights, über “Principles related to the human rights conditions of companies” und “Proposed Draft human rights code of conduct for companies” を見よ。